

# 「令和6年度EBPM推進に係る事業効果検証業務」委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和6年度EBPM推進に係る事業効果検証業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、業務予定者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務名

令和6年度EBPM推進に係る事業効果検証業務

## 3 目的

本県におけるEBPM（Evidence-based Policy Making）の推進に向け、事業効果を適切に把握するための評価指標設定、収集したデータを基にした事業効果の検証、検証結果を根拠とした政策立案・改善をモデル事業として実施し、EBPMの考え方・手法を定着させ根拠に基づく政策立案体制の構築を図る。

## 4 事業費（委託料）

4,406,321円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 6 業務実施方針

- (1) 県が令和6年度に実施する次の2事業について、統計手法を用いて事業効果を検証し、業務改善の提案を行う。
  - ・「[#7119] 救急安心センター運営事業」
  - ・「スポーツ機会提供事業」
- (2) 本県におけるEBPMの定着につながるよう本業務を効果検証のモデルケースとして整理する。

## 7 業務内容

「令和6年度EBPM推進に係る事業効果検証業務」の実施のほか、実施に必要な一切の業務を行うこと。

### ①評価指標の設定

事業効果を測定するために適した指標を設定する。

### ②データ収集

①で設定した評価指標を基に効果検証に必要なデータを収集する。

### ③データ分析・評価

②で収集したデータを分析するための手法について提案し、県による承認を受けた後にデータの分析及び評価を実施する。

### ④報告書の作成

①～③の作業内容を踏まえた検証事業の評価及び改善案並びに本業務の成果

を示した報告書を作成する。

## 8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。その場合であっても、再委託金額の合計が、委託料全体の5割を超えてはならない。

## 10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属  
本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。
- (2) 秘密保持
  - ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
  - ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
  - ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 11 その他

業務の実施にあたっては県と協議を重ねながら実施するものである。